

2017

江の島キールボートチャンピオンシップシリーズ #1

NEWYEAR CUP

帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 本レガッタには、『セーリング競技規則(2017-2020)』に定義された規則が適用される。
- 1.2 レース公示ならびに帆走指示書により変更されたものを除き、矛盾が生じた場合は、帆走指示書が優先される。

2 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部(江の島ヨットハウス A1 会議室)に設置された公式掲示板に掲示する。
また、海上にては本部船より口頭で行う。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のレーススタートの1時間前までに、公式掲示板に掲示する。
また、海上にては予告信号前までに掲示する。

4 日程及びレースの予告信号予定時刻

平成 29 年 2 月 5 日(日)

10:25 予告信号

16:00 成績発表(ヨットハウス 1F A 会議室)

5 クラス旗

クラス旗はグリーン旗とする。

6 コース

スタート/A 海面→回航ブイ(反時計回り)→片瀬大網北東→烏帽子岩(反時計回り)→片瀬大網南東→
フィニッシュ(A 海面)

コースのおおよその距離は約 9 マイルである。

7 コースの短縮

コースを短縮する場合は、RRS32 に従い行われる。

ただし、烏帽子岩においては、烏帽子岩の中心と「江の島ヨットクラブ旗」を掲げた運営艇の S 旗を掲揚したポールとの間とし、烏帽子岩をポートに見てフィニッシュする。

8 マーク

- 8.1 スタートマークは、スターボードエンドに位置する本部船とポートエンドに位置する【オレンジ三角ブイ】とする。
- 8.2 回航ブイは【オレンジ三角ブイ】とする。

8. 3 フィニッシュマークは、スターボードエンドに位置する運営艇とポートエンドに位置する【オレンジ三角ブイ】とする。

9 スタート

9. 1 レースは、規則 26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前として、スタートさせる。
9. 2 スタート・ラインは、スターボード端にあるスタートマーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるスタートマーク【オレンジ三角ブイ】のコース側の間とする。
9. 3 スタート信号の 10 分より後にスタートする艇は、「DNS」と記録される。この項は規則 A4 を変更している。

10 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュマーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュマーク【オレンジ三角ブイ】のコース側の間とする。

11 タイムリミット

タイムリミットは、同日 15:00 とする。

12 抗議と救済の要求

12. 1 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、適切な時間内に陸上本部に提出されなければならない。
12. 2 抗議締切時間は、レース終了後 60 分とする。
12. 3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61. 1(b)に基づき伝えるために抗議締切時間までに公式掲示板に掲示する。
12. 4 本帆走指示書の 14、17、18、19 および 21 項の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60. 1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、レース委員会またはプロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

13 順位の算出

13. 1 順位は、各艇の所要時間から EYC レース委員会で決定する修正時間係数を掛け、修正時間を求め、修正時間の小さい方を上位とする。
修正時間の計算においてはタイムオンタイム方式を採用する。
13. 2 修正時間が同じ場合は、レーティングの数値の小さい方の艇を上位とする。

14 安全規定

14. 1 チェックイン

レース艇はスタート時刻 15 分前までに、本部船近くを通過し、艇名の確認を受けること。

14. 2 救命胴衣

競技者はヨットに乗っているときには、必ず救命胴衣を着用すること。

14. 3 帰着申告

フィニッシュをもって帰着申告に代える。

14. 4 リタイヤおよび事故があった場合は速やかにレース本部に報告する。

15 運営艇

レース運営艇の標識は次の通りとする。

本部船 「江の島ヨットクラブ旗」を掲揚したモータボート『えぼし』を予定。

マークボート 「江の島ヨットクラブ旗」を掲揚したモータボート『エイボン』を予定。

16 レース旗

参加艇は、バックステー(ない場合は、それに代わるポールなどをスターンに設置し)に江の島ヨットクラブ旗またはグリーン旗を掲げる。

レース旗を所持していない艇は江の島ヨットクラブに問い合わせ、購入すること。

17 ごみの処分

ごみは、各参加艇が持ち帰ること。

18 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

ただし、全レース艇が同じように受信できる情報(GPS、天気予報、海象気象に関する情報)はこの限りではない。

19 エンジンの使用

落水者救助、遭難艇救助、他の船舶との衝突回避、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対処するためにエンジンを使用することができる。(RRS42. 3(i)の適用)

ただし、エンジンを使用した場合は、その状況(使用した目的・時間・場所等)をフィニッシュ後レース委員会に速やかに報告しなければならない。

20 責任の所在

このレースの競技者は、自分自身の責任で参加するものとする。RRS4「レースすることの決定」参照。

主催団体は、レースの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

21 保険

各参加艇は、レース期間中、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

22 レース開催の中止

レース開催を中止する場合は当日朝8時まで決定する。

レース本部に問い合わせの事。TEL:0466-22-0261

以上

付属文書 A
コースの図示

